

1 現状・課題

〔現状1〕 公文書・特定歴史公文書を保管する書庫の不足

- ・市役所本庁舎の地下書庫や区役所等の本庁舎外施設の書庫がひっ迫しており、引継文書は、収納率100%を超えている。
- ・各課が様々な場所に分散して書庫を設けているため、文書全体の管理状況の把握が困難である。



大量の文書保存箱（29.5cm, 42cm, 33cm）で書庫がひっ迫している



水没した他都市の公文書



特定歴史公文書は、永久保存しなければならない

〔現状2〕 災害（水害・断層）からのリスク

- ・文書の保存には適さない環境化で保管されていたり、ハザードマップ上も水害などの災害の危険性のある場所に保管されているものもある。

〔現状3〕 熊本市公文書管理条例（令和2年条例第60号）に基づく公文書の管理

- ・公文書の適正な管理はもとより、特定歴史公文書は、永久的に保存しなければならない。
- ・特定歴史公文書の利用・公開を行うための市民の皆様への専用窓口が必要である。

※ 特定歴史公文書とは・・・公文書のうち歴史公文書等選別基準（歴史的に重要な公文書を選別するための基準）に適合するもの。

熊本市公文書等管理委員会への諮問内容

1 公文書の集中管理の在り方

2 特定歴史公文書等の適切な保存及び市民利用の在り方

3 上記を満たすために必要とする適切な環境整備について

4 その他必要な事項

※ 熊本市公文書等管理委員会とは・・・条例に基づく市長の附属機関であり、市長から諮問を受けた事項その他公文書等の管理に関する重要な事項について調査審議を行う。

2 審議状況（委員会の主な意見）

1 公文書の集中管理

- ・文書が施設に入らなくなる時期は必ずくるので、将来の公文書の量を見据え、全ての公文書が収納できる敷地及び建物を確認すること。
- ・あらゆる災害時に保存文書を安全に守ることができること。
- ・日常の保存に必要な環境（温湿度・防虫・防カビ）を整えること。
- ・公文書は、文書の性質ごとに体系立てて整理して保存し、市民利活用の観点から文書ファイル目録等の見方を市民に理解してもらうこと。

2 特定歴史公文書等の保存・利用

- ・書庫と窓口は、近くにあった方が良い。
- ・利活用の観点から、アクセスし易い場所の方が良い。
- ・特定歴史公文書等を市民へ提供できる専属の窓口を設置すること。
- ・特定歴史公文書等を永久保存できる環境（温湿度・防虫等）を整えること。
- ・公文書の歴史的価値の評価選別・収集等ができる専門職員を配置し、適正な特定歴史公文書等の管理を行うこと。

1 及び 2 を総括した意見

- 公文書の集中管理を行うためには、**中間書庫**を設置し、一元管理する必要がある。
- 特定歴史公文書等の永久保存及び市民利用の推進を図るためには、**公文書館**を設置し、適切な環境で保管する必要がある。
- 中間書庫及び公文書館は、**一体的に整備**し、情報公開・利用請求への対応など市民の皆様のご利便性を向上させる必要がある。

3 今後の取組

市民共有の知的資源である公文書の適正な保管や歴史的に重要な公文書である特定歴史公文書等を永久保存し、市民の皆様の利便性を向上させるため、熊本市公文書管理委員会で意見のあった**中間書庫や公文書館の設置に関し、以下の視点により整理**を行っていく。



公文書を集中管理



国立公文書館

収納量

- 将来を見据えた文書量の収納に対応可能なスペースが確保できる。
- 文書の荷重に適合した収納量に必要な床面積が確保できる。
- デジタル時代に即した新しい保管形態に適合し収納方式を踏まえたものである。

リスク

- 保存文書を完全に守ることができる。
- 災害（水害、地震など）の可能性が比較的に少ない立地である。

コスト

- 既存の市有施設が有効に活用できる。
- 文書の保存、移管、廃棄等に係る費用を抑制することができる。

運用

- 中間書庫から公文書館へスムーズに文書を移設することができる。
- 文書保管を適切な環境で一体的に保存することができる。
- 特定歴史公文書等の選別や取扱いなど、共通の視点で適切に管理することができる。

市民利用

- 必要とする文書が正確かつ迅速に提供できる。（情報公開・利用請求）
- 交通の利便性が良く、アクセスがし易い立地である。
- 公文書の情報公開、特定歴史公文書の利用請求及び歴史資料の利活用がワンストップでできる。
- 公文書や特定歴史公文書等の閲覧システムなどを共通化することができ、市民サービスを向上することができる。

4 スケジュール案

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公文書等管理委員会への諮問・答申			諮問	審議				答申				
議会への報告			●			●			●			

諮問の審議状況について説明

今後の方針及びスケジュールの報告